



ハグマンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1



コラム

決算書は誰が見る？

会社の決算書はどういう作り込みが必要かと聞かれますと、誰が見てもわかるように作られる必要があります。そのために、会計ルールというものがあります。現在では平成24年にまとめられた「中小企業の会計に関する基本要領」（略して「中小会計要領」）に基づいて作られています。

その「中小会計要領」は、以下の4つの点を重視してまとめられたとされています。

- ① 中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計
- ② 中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計
- ③ 中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に
v3 準拠した会計
- ④ 計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計

上場企業や大企業の場合には、決算書を公告して、誰でも見れるようになっていますが、同族株主が中心の中小企業の場合は、決算書を見るのは、ほとんど役員、同族株主と金融機関、取引先、税務署くらいでしょうか？見たこともない一般投資家の目に触れることは極めて少ないものと思われます。

しかし、帝国データバンクや東京商工リサーチなどの情報機関に提出している場合には、詳細はともかく、大まかな数字については赤の他人の目に触れることもあります。ですから、基本的には会計ルールに従った、「標準的な決算書」の作成をされることをお勧めします。

その意味では、勘定科目はできるだけ標準的なものを使う方がいいでしょう。なぜなら、見た人が一番わかりやすく、違和感がないからです。例えば「ガソリン代」は、そのものズバリでわかりやすいですが、標準科目では「交通費」等に分類され表示されています。

また、収益や費用は区分して表示されるので、その配置場所にも気を遣う必要があります。例えば、副業としての不動産収入は、売上高に含めず営業外費用に不動産賃貸料収入または雑収入として表示するのが正しい処理です。

さらに、売上や仕入を管理のために細分化して表示するのは、細かすぎると会社の活動の詳細まで知らせてしまうこととなります。外部公表用は、本来売上は「売上高」一本でいいのです。普段使っている会計ソフトで組み換えができなければ、仕方ないですが。

その他も言い出したらいろいろあります。決算書に大きな金額の「仮払金」や「仮受金」が残っていたり、本来処理すべき科目とは違う科目で処理されていたり、製造業なのに製造原価報告書を作成していなかったり。それらは表示内容があいまいであったり判断を誤らせたりする可能性があり、決算書を見た金融機関や取引先からその信頼性を疑われることにもつながります。

正しい決算書が作られているかどうか、一度ご確認されることをお勧めします。



P2

免税事業者との取引条件の見直しについて

令和5年10月1日からのインボイス制度の実施を契機とした免税事業者との取引条件の見直しを巡って、財務省や公正取引委員会等が独占禁止法や下請法、建設業法における考え方等とその相談窓口が示されました。

独占禁止法は、取引上優越する地位を利用し相手方に不当に不利益を与える「優越的地位の濫用」といった、不公正な取引方法等を禁止する法律です。下請法は、独占禁止法の“補完法”として、下請事業者に対する親事業者の不当な取扱いを規制しています。例えば、「下請事業者に責任がないのに発注時に定めた下請代金を減額すること」、「著しく低い下請代金に不当に定めること」などが下請法で禁止されており、免税事業者との取引対応によっては、こうした禁止行為に該当し、下請法等に違反することがあります。その場合、独占禁止法に基づく課徴金の賦課等や、下請法に基づく企業名等の公表等の措置を受けるおそれがあります。

先般公表された「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」によりますと、仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことそれ自体が、直ちに問題となるものではないそうです（上記Q&A・Q7参照）。

また、免税事業者が、課税事業者となることのできる（簡易課税制度も選択できる）ことを理解したうえで引き続き免税事業者であることを選択し、再交渉において“双方納得の上で”取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題とはならないとのこと。

しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合であって、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上、問題になり得るとのこと。

例えば、仕入側が一方向的に「今後は消費税相当額〇〇円を支払わない」「〇〇円でないと今後取引はできない」と減額を強要する行為は問題となり得るといふこととなります。

なお、インボイス制度導入後3年間は仕入税額相当額の8割、その後の3年間は5割の仕入税額控除を認める経過措置があります。そのため、取引価格について、一度に消費税相当額を引き下げのではなく、経過措置に沿って段階的に引下げを行うのが望ましいとされています。

（税務通信 3688号・3690号より抜粋）



※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですがにを入れご返信ください。

下記へ配信してください。
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____



在職老齢年金の見直しが行われます！

現在、65歳未満の方の在職老齢年金制度は、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「28万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、「28万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止されます。

この在職老齢年金制度が見直され、令和4年4月以降は65歳以上の方と同じように、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「47万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、「47万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止される計算方法に緩和されます。

【現在の計算方法】

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円以下のとき	支給停止額＝0円(全額支給)
基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円以下のとき	支給停止額＝(総報酬月額相当額+基本月額-28万円)×1/2×12
基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円を超えるとき	支給停止額＝{(47万円+基本月額-28万円)×1/2+(総報酬月額相当額-47万円)}×12
基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が47万円以下のとき	支給停止額＝総報酬月額相当額×1/2×12
基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が47万円を超えるとき	支給停止額＝{47万円×1/2+(総報酬月額相当額-47万円)}×12

【令和4年4月以降の計算方法】

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円以下のとき	支給停止額＝0円(全額支給)
基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円を超えるとき	支給停止額＝(総報酬月額相当額+基本月額-47万円)×1/2×12



<用語の説明>

- ・基本月額
加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生(退職共済)年金の月額
- ・総報酬月額相当額
(その月の標準報酬月額)+(その月以前1年間の標準賞与額の合計÷12)

中小企業の役員報酬を年金受給に向けて改定されている方もよく見受けられます。この度の改正により報酬引下げを行わなくとも年金を全額受給できるようになる可能性があります。

役員報酬の改定は事業年度開始日から3ヵ月以内で開催される株主総会等の決議により改定する必要がありますので、今後改定を検討される場合はご注意ください。(記事担当：井上)

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____

補助金・優遇税制・金融・財務の最新情報をご提供

企業向け無料会員サービスのご案内



FAS CLUB

FASクラブ(無料会員)とは、補助金・優遇税制・金融・財務の最新情報を受けることのできるサービスです。情報配信は当事務所が連携している株式会社エフアンドエム (<https://www.fmltd.co.jp/>) が行います。

無料で受けられる4つのサービス

補助金・資金繰りサポートセンター

随時受付



専用の相談窓口より問合せが可能です。セミナーやメールを見て気になったことはお問合せ下さい。

会員専用WEBセミナー

随時開催



様々な補助金・公的制度などの最新情報をWEBセミナーで分かりやすく解説します。

メールマガジン

週に1度



週に1度最新の情報をメールでお届けします。最新情報を手軽にお受け取りいただけます。

情報誌の発行

隔月



2か月に1度、情報誌をメールでお送りします。内容は補助金、優遇税制、財務、金融、税務など

お申込みは下記サイトから

<https://bit.ly/3bdi4RZ>



明日の ← 幸せに向かって

中小企業の元氣
づくり応援します

認定経営革新等支援機関

おのえ
YOUR ユアブレード 尾上会計事務所

〒670-0952 姫路市南条527-1 TEL. 079-288-3811 FAX. 079-288-0997

URL <http://www.onoe-kaikei.com> mail info@onoe-kaikei.com